

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和7年度）

担当部署名	健康福祉部 健康づくり課
評価対象期間	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	0 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	松阪市健診センター
	所 在 地	松阪市殿町1550番地
	設置目的	松阪市健診センターは、市民の健康の保持及び増進と予防医学を中心とした保健医療の充実のため、また、安定した健診事業及び検診事業、並びに過疎地住民への健診等事業の提供に質するため、検診等事業及び医学的検査を行う地域の保健医療の推進拠点として、平成20年1月、松阪市民病院に隣接し開設しました。 全ての市民が、健康で安心して暮らせる地域社会の実現にむけて、学校現場の健診や無医地区の健診・健康相談及び市民公開講座などの事業に取り組むことを設置目的としています。
	設備の概要	指定管理面積：1,565.75㎡（1階193.00㎡・2階1,372.75㎡）

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	公益社団法人 松阪地区医師会
	所 在 地	松阪市白粉町363番地
指定管理業務の内容		(1)健診事業の提供に関すること (2)医学的検査の実施に関すること (3)かかりつけ医の推進及び保健予防事業との連携に関すること (4)病診連携に関すること (5)センターの施設等の維持管理に関すること (6)センターの利用料金に関すること (7)センターの目的を達成するために市長が必要と認める業務
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	・ 予防医学に基づいた健診事業を行い市民の保健医療に貢献している。 ・ 消耗品や光熱費などの価格や人件費は高騰してきているが、作業工程を分析し、業務運用改善を行うことで支出を抑えている。 ・ 医学的検査においては、1年を通して24時間体制をとり、緊急検査にも対応した。また、臨床検査精度保証のため、日々内部での精度管理を実施するとともに、外部の精度管理にも参加し精度管理の維持に務めている。
	サービスの質の向上	・ 日本総合健診医学会による優良総合健診の施設仮（暫定）認定施設を取得し、サービスの質の向上に務めた。 ・ 松阪市民病院および会員医療機関との連携により、二次検査が受けやすい体制をとっている。 ・ 医学的検査においては、検査項目の見直しや精度管理、迅速な検査体制をとっている。 ・ 職員教育の年間計画を見直し、利用者対応、個人情報保護、災害対策等の的確かつ迅速な対応ができる体制の構築に取り組んでいる。
	施設・設備等の維持管理	・ 建物、設備及び付帯施設について、松阪市民病院と連携し維持管理を行っている。また、医療機器においては、管理責任者を選任し日常点検を実施した。必要に応じて保守・定期点検を外部業者に委託し、維持管理に務めている。 ・ 老朽化した什器備品等について更新・修繕を実施した。 ・ 日々の清掃や整理整頓を通じて、利用者が快適に受検できる環境の維持に務めている。

指定期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 15 年 3 月 31 日	(単位：円)
------	-----------------------------------	--------

			事業計画				
			事業収支実績				
事業収支推計	収入	指定管理料		令和5年度	令和6年度	令和7年度	
		事業収入	911,700,000	894,684,264	914,580,615	930,476,499	
		事業外収入	1,200,000	115,828,848	3,235,428	1,460,260	
		他会計繰り入れ収入	61,000,000	66,000,000	61,000,000	95,326,000	
		計 (A)	973,900,000	1,076,513,112	978,816,043	1,027,262,759	
	支出	人件費	437,259,000	393,427,155	388,590,967	431,463,732	
		事業費	538,275,000	619,500,911	522,984,859	500,474,795	
		指定管理者納付金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
		計 (B)	978,534,000	1,015,928,066	914,575,826	934,938,527	
		収支差引額 (A) - (B)	△ 4,634,000	60,585,046	64,240,217	92,324,232	

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評 価 項 目			指定管理者 自己評価		担当部署評価	
業務運営項目		内 容	採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されていたか。また、職員は理解していたか。	5	C	5	B
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	5		5	
	③利用者数	利用者数は当初目標数を達成されたか。	5		5	
	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の維持管理、運営が行われたか。	4		4	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制（作業責任者・業務担当者）は明確になっていたか。	4		4	
	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	2		3	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	5		4	
	⑧地域の振興・活性化	地域や地域住民との交流・連携に関する取組みを実施し、地域交流の支援を行ったか。	3		3	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	自主事業や運営方法の工夫等利用者数増加に向けた具体的な取組みはあったか。（注1）	4	B	4	A
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。	5		5	
	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行ったか。	3		3	
	④利用促進・PR	当該施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。	3		3	
	⑤非常時・緊急時の対応	事故、災害等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や対応体制の確立はされていたか。	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。 また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	4		5	
	⑦自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が実施されたか。	5		5	
	⑧利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望、満足度の把握に努めたか。 課題がある場合は対応策を講じたか。	4		4	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がされていたか。	5	A	5	A
	②備品・什器等の保守点検	備品・什器等が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。	5		5	
	③修繕業務	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じたか。	5		5	
	④樹木・植栽等管理業務	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。	4		4	
	⑤清掃業務	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保たれていたか。	5		4	
	⑥鍵管理	鍵の管理は適切であったか。	5		5	

【（注1）のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-（2）の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
【努力した点・成果等】 ・日本総合健診医学会による優良総合健診施設認定の取得に取り組み、業務マニュアルおよび職員教育方針の再考により、サービスの質の向上に務めた。仮（暫定）認定を取得、令和8年度は本認定に向けて活動していく。 ・さらなる業務運用の改善を行うことで、支出を抑え利用料金の維持に努めた。また、受診環境の充実に向け営業時間の拡張を行い、利用し易い体制を整えた。 ・医学的検査については、地域住民の健康・疾病管理のため、365日24時間対応や迅速な臨床検査を実施するとともに、精度管理事業を継続的、安定的に実施した。	【評価すべき点】 ・日本総合健診医学会による優良総合健診施設の（仮）認定取得に向けた取組や、それに伴う業務マニュアル・職員教育方針の再考は、サービスの質向上と合理的な業務構築に資するものであり高く評価できる。 ・物価高騰の厳しい環境下においても、徹底した業務改善により支出を抑制し、利用料金の維持に努められたことは、市民の受診機会確保の観点から大いに評価できる。 ・地域医療のニーズに応えるべく、365日24時間対応の迅速な臨床検査を維持するとともに、営業時間の拡張によって市民がより利用しやすい環境を整備した実績を評価する。 ・また、市への報告体制の不足という課題に対し、自ら迅速に管理体制を見直し、連絡調整機能を強化しようとする真摯な姿勢も評価に値する。
【改善すべき点】 ・管理運営業務について、松阪市との間で十分な報告ができていなかった。今後は管理体制を見直し、連絡調整を密に行っていくこととした。 ・継続課題として、職員の配置、業務管理の適正化を図り安定した健診事業の提供を継続していく。 ・優良認定取得に伴いマニュアル等を見直した結果、不足項目、未改定が散見されたため、今後は計画的に改定を実施していく。	【指導すべき点】 ・令和8年度からの松阪市民病院の運営体制変更（済生会松阪市民病院への移行）に伴う周辺の医療環境の変化を的確に見据え、引き続き職員の適正配置と業務管理の最適化を図り、安定した健診・検査体制を維持されたい。 ・優良認定取得に伴うマニュアル等の見直しにおいて把握された不足項目や未改定部分については、優先順位を定め、速やかかつ計画的に改定作業を進め、現場への確実な周知徹底を図られたい。 ・管理運営に関する市への報告・連絡・相談については、見直された体制を確実に運用し、双方向での密な情報共有を継続されたい。
【所属長意見（今後の方向性等）】 指定管理者である公益社団法人松阪地区医師会のご尽力により、当施設は「地域の保健医療の推進拠点」という設置目的を十分に果たし、責任感を持った適切な運営がなされています。 今後においても、市民の健康保持・増進と予防医学の充実のため、社会情勢や多様化する利用者ニーズを的確に捉えた事業展開を期待すると同時に、過去に発生した事故や事案を教訓としたりリスク管理の徹底を引き続き図り、より一層市民に信頼され愛される施設運営をお願いしたい。 また、開設から15年以上が経過し施設の老朽化が進むなか、令和8年度からの済生会松阪市民病院との新たな連携体制の構築に配慮しつつ、市としても指定管理者と緊密に連携し、建築設備などの計画的な更新・修繕を進め、安全かつ安定的な施設環境の維持に努めていきたい。	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる